

高知港係留施設等の指定管理者募集に係る質問について

○質問書（令和6年9月30日受付終了）

【 質 問 】	【 回 答 】
募集要項関係	
質問1 管理代行料の参考金額は過年度の港湾施設の管理運営の実績を参考に算定したとされているが、添付された資料2の令和2年度から令和4年度については、コロナ禍のもとでの実績であり、この点をどう考慮されたのかをお伺いします。なお、算定されている金額は弊社が提出しているコロナ禍の影響を受けることがないとして積算した令和6年度事業計画書記載の金額（前回募集時の参考金額と同額）を下回る金額となっているところです。	管理代行料の算定にあたっては、過年度の実績額に加え、足下の賃金水準や物価の変動状況等を踏まえ、参考価格を算定しています。 その際、コロナ禍などにより著しく歳出の実績額が少ない場合は、その年度の実績額を採用せず、標準的な運営費が算定されるよう考慮しています。 今回の参考価格が前回募集時を下回っているのは、シップロダーの売却に伴い人件費、点検整備に係る委託費を見直したことが主な要因です。
質問2 募集要項では、「賃金水準の変動」「物価等の変動」について協議事項となっていますが、県が考えている協議の時期及び管理代行料不足の場合の県予算の補正の時期についてご教示願いたい。	「賃金水準の変動」「物価等の変動」に伴う管理代行料の具体的な見直し方法や基準については、令和7年度からの適用に向けて検討中です。 指定期間中に当初の想定を上回る経費の増加が見られ、管理代行料が全体として不足する場合は、これまでどおり必要に応じて県と指定管理者が協議を行い、適切な時期に予算措置することを考えています。
質問3 剰余金が発生した場合は、指定管理者が利得することができるとなっていますが、これまでは剰余金が発生していないのが実情です。このことは、募集事項6（2）エに規定する「過大であると認められる場合」及びその協議の時期	クルーズ船の寄港回数が計画を大幅に下回る等、当初見込まれていた事業量を大幅に下回った結果、予定していた経費が発生しなくなった場合等が「過大であると認められる場合」として想定されます。

について、明確にされていないことも要因の一つではないかと考えています。つきましては、県の考えている「過大であると認められる場合」がどのようなものか。また、協議の時期についてご教示願いたい。	剰余金が過剰であるか判断するにあたっては、管理運営の実施状況や管理運営に係る決算の状況等に照らして検証する必要があることから、必要に応じてその都度県と指定管理者の間で協議を行っていききたいと考えています。
質問4 指定管理者制度を導入している施設の利用料金の上限の引き上げに関し、収入の増加分も指定管理者が有効活用できるよう、剰余金の県の取り分を減らす方針との新聞報道等もあったところですが、利用料金制度をとっていない指定管理についての剰余金やインセンティブについてどのように考えているのか、ご教示願いたい。	港湾の利用は情勢で年度ごとに変動があり、利用料金制を採用した場合、仮に利用が落ち込み収入が少なくなった年度に指定管理者が対応できるかの問題があるため、管理業務が確実に実施できるよう指定管理者が使用料の収受を代行したうえで、県が管理経費を委託料として支払うこととしています。 本業務における剰余金についての考え方は、募集要項にお示しのとおりです。